

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

私は、婚姻を契機に、昭和50年4月頃、国民年金の加入手続きを行い、同月から平成2年3月までの国民年金保険料は、妻が私の分と一緒に納付してくれていた。当時は仕事も順調で、納付できない事情は無く、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和62年10月から63年3月までの期間について、申立人は、婚姻後の50年4月から平成2年3月までの国民年金保険料は、申立人の妻が自身の分と一緒に納付してくれていたとしており、A市が保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間前後の納付日は夫婦同一日であることが確認でき、申立人の妻は、当該期間を過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、当該期間についても夫婦同一の納付行動をしていたものと考えるのが相当であり、申立人の妻が申立期間のうち、昭和62年10月から63年3月までの保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和62年4月から同年9月までの期間について、国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、上記の国民年金収滞納リストにおいて、当該期間の保険料を納付した形跡は見当たらず、オンライン記録において過年度納付した形跡も見当たらないことから、申立人についても、当該期間の保険料は納付されなかったものと考えられる。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年8月は17万円、同年9月及び同年11月は16万円、13年4月は18万円、同年5月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月18日から13年10月1日まで  
A株式会社（現在は、株式会社B）に勤務した期間のうち、平成12年7月18日から13年10月1日までの期間に係る標準報酬月額が14万2,000円と記録されているが、18万円に相当する厚生年金保険料を控除されていたので、調査し、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年8月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間及び13年4月1日から同年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持するA株式会社の給与明細書及び株式会社Bが保管する賃金台帳に記載

された報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、12年8月については17万円、同年9月及び同年11月については16万円、13年4月については18万円、同年5月については17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が18万円と記録されていたところ、遡って14万2,000円に減額する処理が行われたことにより、当該保険料の差額は、その後納付される保険料に充当又は還付されたと考えられることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年7月18日から同年8月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から13年4月1日までの期間、及び同年6月1日から同年10月1日までの期間については、給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年4月から同年8月までは18万円、同年9月から21年9月までは17万円、同年10月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から21年11月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社Aで勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は平成8年10月からは20万円、18年4月からは15万円となっているが、実際の給与支給額はもっと多かった。給与明細書も保管しているので申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年4月1日から21年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額から18年4月から同年8月までは

18万円、同年9月から21年9月までは17万円、同年10月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間に渡り一致していないことから、事業主は当該給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年10月1日から15年12月1日までの期間、16年1月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から18年4月1日までの期間については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成15年12月1日から16年1月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間について、申立人は当該期間に係る給料支払明細書を所持しておらず、株式会社Aは既に閉鎖されている上、申立期間当時の事業主も申立人に係る資料は保管していないと回答しており、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、当時の複数の元同僚に照会したが、申立てに係る事実を確認できる資料及び供述を得ることができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成4年6月は24万円、同年7月から5年3月までは30万円、同年4月から6年5月までは32万円、同年6月から8年8月までは34万円、同年9月から9年1月までは36万円、同年2月及び同年3月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から9年4月21日まで

A株式会社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されている。調査の上、申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、同僚から提出されたA株式会社の給料台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額から、平成4年6月は24万円、同年7月から5年3月までは30万



円、同年4月から6年5月までは32万円、同年6月から8年8月までは34万円、同年9月から9年1月までは36万円、同年2月及び同年3月は38万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は平成21年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため、確認することはできないが、上記の給料台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで

私は、国民年金の加入手続のことは記憶が確かではないが、婚姻を契機に行い、国民年金保険料は、私が夫の分と一緒に A 市 B 区役所で納付した。申立期間を含め、平成 3 年頃までは夫の仕事も順調で、保険料を納付できない事情は無く、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、夫の分と一緒に B 区役所で納付したと主張している。

しかしながら、A 市が国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間に係る昭和 62 年度分は、現年度納付した記録は無く、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人は、申立期間直後の昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間については、過年度納付した記録は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め  
ことはできない。

## 京都国民年金 事案 2594

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から53年3月まで

母親は、私が20歳になったので国民年金に加入しなければならないと思って、加入手続を行い、私が結婚する昭和53年4月直前まで国民年金保険料を集金人に納付してもらっていた。私自身も集金人に何度か納付したことを覚えている。年金に関する資料は母親が紛失し、母親も亡くなり保険料の納付について証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和48年\*月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて、婚姻前の氏名である「B（漢字氏名）」及び「C（カナ氏名）」で検索したが該当者はおらず、申立期間当時、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には「初めて上記被保険者となった日昭和61年4月1日」と記載されていることが確認でき、これは上記のD市の国民年金収滞納リストに、申立人は昭和61年度から登載され、国民年金被保険者資格取得日について昭和61年4月1日と記載されていることと

も整合していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は短期大学を卒業後、嘱託教員として幼稚園に勤務することとなり、就職前の昭和 63 年 3 月に幼稚園に研修に行った際、私学共済に加入せず、国民年金に加入することにしたため、A市B区役所C支所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は口座振替で納付したはずなので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 3 月頃にB区役所C支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は口座振替で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、平成 5 年 4 月に払い出されたものと推認されることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、このことはA市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人が平成 4 年度から登載され、申立期間当時は、同市において国民年金被保険者として管理されていなかったこととも整合しており、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間は既に時効であったことから国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人が所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和 63 年 4 月 1 日」と記載されているが、これは、制度上、この日が国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、加入手続日や

その日以降の国民年金保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月1日から32年7月26日まで  
(株式会社A)  
② 昭和32年8月1日から36年1月21日まで  
(B株式会社)

株式会社A及びB株式会社の厚生年金保険の期間について脱退手当金が支給済みになっているが、受給した記憶は無い。

同時期に、B株式会社に勤務していた妹も脱退手当金が支給済みとなっていたが、第三者委員会に申立てをして記録が訂正されたので、調査の上、私の記録も訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、昭和37年4月26日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「37.4.26 回答済」の押印が確認できる。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立人は、B株式会社を資格喪失後の昭和36年12月に入籍しているところ、申立人の氏名は37年6月26日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年8月2日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。



これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。